

松戸市みどりの基本計画パブリックコメント（令和3年12月16日から令和4年1月16日）実施結果

番号	計画書該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正有無
1	2	第1章 1-(1) みどりの基本計画の概要	みどりの定義には、みどりと人との関係を明記する必要がある。人は生き物に含まれるのか。人はみどりに含まれるのか、それとも人はみどりと独立した存在でみどりはパートナーなのかという判断である。本邦では古来、山川草木悉有仏性と言い、人も含めてみどりを示すのが妥当と思う。キリスト教圏では、聖書に基づき人を特別扱いする伝統があるので、後者の考えに近い。ここ踏み外すと、みどりによって生かされているはずの我々が、消えゆく弱い存在であるみどりを守り育てるといった、本末転倒の戯言が並ぶことになる。それだけは避けて欲しい。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。記載のとおり、本計画における「みどりの定義は、人との関わりを含めて定義しております。	無
2	2	第1章 1-(1) みどりの基本計画の概要	「計画におけるみどり」に示された「一体となって構成された環境」に微生物は不可欠であると思う。微生物は落枝落葉を分解し、土壌内での活動の主役である。樹木にとって病原となることもあれば、根においては窒素、リンの吸収を担う。微生物の動きを考慮する視点がなければ、みどりを豊かにしていくことも、弊害を抑えることもできない。	「微生物」という言葉は使っておりませんが、「土壌」「生き物」として、「微生物」を含めた環境を「みどりの定義」に含めております。	無
3	3	第1章 1-(2) 計画策定の目的	社会状況の変化を理由に、これまでのようにみどりの保全・育成・拡大を重視するだけでは不十分だとし、活用や質の向上などの視点を強調している。あたかも、保全・育成・拡大はおむね達成したかのような印象をかもし込んでいる。新たな視点も必要だろうが、その基盤であるみどりの保全・育成・拡大自体が十分なされていないことこそが根本的な問題。「ワンランク上のみどりをつくる」が今回の計画の目玉となっているようだが、依然として最大の課題はみどりの量的な確保や適切な管理の不足である。根底となる立脚点がずれているように思う。	方針①のみどりの保全と整備がベースにあるという認識は持っております。その上で方針②の「ワンランク上のみどり」、方針③の「みどりの市民力を豊かにする」ための取り組みを推進してまいります。	無
4	5	第1章 2-(1) 基本計画の概要	自然災害に備えるという観点で、江戸川近くの矢切農地は田んぼダムに活用できます。農家にとってあまり迷惑にならない形で遊水地を考えてください。	貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見は関係部署とも共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
5	6	第1章 2-(1) 基本計画の概要	松戸の強みを生かしたオンリーワンの都市づくりという部分で、首都圏に近いうえに緑に恵まれているのですから、その緑地を全面的に活かす施策をお願いします。矢切耕地や斜面林の保全、新松戸駅東側の市民農園など、松戸市民の宝物です。耕作放棄地に草が生い茂ることのないよう、農業担当部署と連携して「耕作義務」を指導してください。	今後も本市のみどりの特徴を生かした施策の実現を目指してまいります。また農地については、現在も担当部署において指導を行っております。あらためて、いただいたご意見を関係部署と共有させていただきます。	無
6	9	第1章 3-(1) みどりの機能	「環境の維持改善」又は「生き物の生存基盤」に属する項目であるが、機能の最も重要ともいえる点は、「潤いをもたらす」こと。これを加えていただきたい。葉の蒸散、土壌水分の蒸発により、生きる環境を地上につくりだしている。都市においては、アスファルト等で被覆され、コンクリートで囲まれた場所の、極端な温度変化を緩和する役割を担っている。人も生き物で、生きる環境に潤いは欠かせない。	貴重なご意見ありがとうございます。「環境の維持改善」の欄に「潤いをもたらす」の文言を追記させていただきます。	有
7	9	第1章 3-(1) みどりの機能	「環境の維持改善」緑陰の機能に以下を付加いただきたい。 1. 落枝、落葉は腐植となり生育基盤を豊かにするということ。 2. 材は炭にすれば、土中で微生物が活動しやすい状態をつくり環境改善に資すること。 3. 緑陰は光の波長分布が変化し遠赤外線豊富な環境になること。	みどりが持つ生き物の生存基盤としての機能は記載しております。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
8	9	第1章 3-(1) みどりの機能	「防災・減災」の項に付加いただきたいのは、災害時、樹木は薪として燃料になりうること。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
9	11	第1章 4-(1) 松戸市の概況	地形図の凡例を読める大きさの字で。	ご指摘をいただきありがとうございます。修正させていただきます。	有
10	13	第1章 4-(2) みどりの現況	緑被分布図の凡例を読める大きさの字で。	ご指摘をいただきありがとうございます。修正させていただきます。	有
11	14	第1章 4-(2) みどりの現況	みどりの施策の出発点としてみどりの現況の認識の共有が根本。みどりにはさまざまな要素があるが、代表的なものは樹林地。千葉県森林率は全国でも最低レベルであり、その中でも松戸市はさらに最低レベルである。その問題意識が欠如している。多少の記載はあるが、現況の認識のところでしっかり記載すべき。市民アンケートで松戸はみどりが多いという回答が多いのは、現状の正しい情報が知らされていないことを意味しており、これではみどりへの市民の取り組みを損なう。 みどりの現況を緑被で表現しているが、緑被の現況の表では「樹林地」が現計画に記載されている数値（平成17年調査）より大幅に増えたことになっている。樹林地とは、一般には樹木が集団的に生育している土地と認識される。しかし、この表で樹林地面積とされているのは樹冠の投影面積と推定される。それだと街路樹に覆われた道路面積まで「樹林地」に含まれてしまうのではないかと。それを「樹林地」というのは、注記があるとしても、本来の樹林地が市域の16%もあるかのような著しい誤解を招く。現計画では樹林地と植樹地を区分しているが、今回はそれさえなくしてしまった。 緑被を示すこと事態は差し支えないが、みどりの現況の正しい理解のためには、樹冠の投影面積ではなく、樹林地である土地の面積を計上すべき。そのデータを市が持っていないとすれば、それ自身が基本的な怠慢と言わざるを得ない。百歩譲ったとしても、樹冠の投影面積を樹林地面積と表記するのはごまかしであり、改めるべき。	ご指摘をいただきありがとうございます。緑被地での「樹林地」の定義と、「樹木が集団的に育成している土地＝樹林地」の定義には差異があり、誤解されかねないと判断し、14頁の緑被地に関する「樹林地」の記載を「樹木・樹林」に修正させていただきます。 次に、緑被率の変化についてですが、平成17年度調査での数値は前計画書で[30.61%]としておりますが、時代の経過とともにデータ解析技術が進歩していることにより、より細かな精度で算出ができるようになり、今回の[34.4%]が算出されております。同じ解析条件で平成17年度の緑被率を算出しないおすと、13頁のグラフにもある[36.1%]となることから、計画内では「緑被率は1.7ポイント減少しました。」としております。	有
12	14 ・ 47	第1章 4-(2) みどりの現況	緑被率が34%、樹林地は16%とありますが、「樹林地を保全する」の頁の表では樹林地面積は3%、100haとあります。樹林地は樹がまとまって生育し、生物の生息地であり多様性が保証されていることが定義です。街路樹には木陰はあっても多様性を確保できる豊かさはありません。花壇の様に季節によって植生が変化し持続性のない所では昆虫たちは生息不可能です。人間の都合で樹林地の位置づけを変えないでください。	ご指摘をいただきありがとうございます。緑被地での「樹林地」の定義と、「樹木が集団的に育成している土地＝樹林地」の定義には差異があり、誤解されかねないと判断し、14頁の緑被地に関する「樹林地」の記載を「樹木・樹林」に修正させていただきます。	有
13	15 ～ 22	第1章 4-(2) 松戸のみどり	人にとって、みどりは衛星目線の割合より、「松戸のみどり」に示されているような立体的な樹木の露出度の方が実感しやすい。数値データを収集することを要望する。AI技術やGoogle Mapなどを利用してみどりの割合を通りごとなど収集し変化をモニタリングすれば、現状の把握に効果がある。ボリューム感のあるみどりは、5～6mを超えた高木にこそあると思われるが、管理作業のしやすさが優先し、樹木の持つ本来の力を発揮できていないように感じる。土壌水分の吸上げ、環境への蒸散、樹冠による夏場の直射の遮蔽など、高木の持つ機能に注目することと、視覚的に露出度が高まることは、相乗効果があるように思う。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
14	15 ～ 22	第1章 4-(3) 松戸のみどり	松戸のみどりとして、8ページにもわたって良い所どりの自慢話。指針としての計画には不要か、あるいはバランスを欠く。厳しいみどりの現況、課題への本質的理解を誤らせるものと思う。	貴重なご意見ありがとうございます。基本計画は指針としての役割が大きな部分を占めますが、同時に本市のみどりのポテンシャルをお示しすることも必要と考えております。写真の注釈には、可能な限りみどりが持つ役割も記載しております。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
15	18	第1章 4-(3) 松戸のみどり	秋山は、近年宅地開発等によりファミリー層の転入が増えているにもかかわらず、公園が少ない状況です。秋山の森は整備が全く行き届いておらず、活用しているのは里山ボランティア団体くらいです。電灯も少なく、景観を悪化させており、不法投棄のリスクを増大させているかと思えます。しっかりと整備して、秋山を代表する公園にしてほしいです。	貴重なご意見ありがとうございます。秋山の森は民有地であり、土地所有者のご理解をいただき樹林地の保全活動などが行われております。本計画にも記載しておりますが、里やまボランティアが活動している森では「オープンフォレストin松戸」という催しで、期間を限定して森を公開しております。今後も土地所有者の理解を得ながら、更に公開性を高める工夫をしてみたいと考えております。	無
16	23 ～ 24	第1章 4-(4) これまでの計画推進の成果	計画はフィードバックが重要。成果だけは記載されているものの、現計画の達成が不十分な点、改善すべき教訓などの記載はほとんどない。あたかも従来の計画とは無関係に新たな作文が行われているように見える。例えば、現計画の重要な部分を占めている地区別の施策を今回は何の言及もないうまま取りやめている。「これまで様々なみどりの保全と緑化の推進を図り、市民との協働のまちづくりを推進してきました」の一言で済ませるのではなく、従来の計画とそれに基づく実践についての総括が記載されるべき。	これまでの事業の検証については、計画書内では記載しておりませんが、策定作業において検証を行った上で、成果やアンケート結果と合わせて、11～26頁の「松戸市のみどりの現状」としてまとめ、27・28頁で課題を整理しております。	無
17	27 ～ 28	第1章 5 みどりの計画課題	「課題のまとめ」①⑦⑨は、「みどりの価値に気づき、市民が自主的に活動をおこない、市民活動団体が活発になること」の方がよいのではないかと。既存の市民活動団体に入らなければ、みどりに資する活動とならないならば、市民活動団体が既得権益になるおそれがある。市民活動団体を活発にしなければならないが、庭木、生垣などそれぞれができることも多く示さなければならない。家庭や集合住宅ごとの活動であっても、SNS等ネットで交流する仲間であっても、意義は大きいと思う。	ご指摘をいただき、ありがとうございます。「課題のまとめ」①⑦⑨は「みどりの価値に気づき、みどりを守り育てる個人や団体での活動が活発になること」に修正いたします。	有
18	31 ～ 32	第2章 2-(1) みどりの将来イメージ	将来とはいつのことか。今度の計画期間とどういふかわりがあるのか。計画というより、良く言えば理想・夢、悪く言えば絵空事を描いただけという印象。解説書・啓発書に記載する内容。	基本計画は、行政だけでなく、広く市民や事業者などの多くの主体が、連携・協働して「みどりのまちづくり」を推進するための指針として位置づけております。計画期間は概ね20年としておりますが、社会情勢などに対応した適切な見直しを行うものとします。	無
19	31 ～ 32	第2章 2-(1) みどりの将来イメージ	将来のイメージを支えている緑は松戸の何処に作られるのでしょうか。これだけの活動を展開できる広さ、豊かな樹林地、公園、事業所の緑はいつの話ですか。計画、施策というのは〇年後に実現するという見通しの中で作られるものと思うのですが、将来とは何年先の事でしょうか。	基本計画は、行政だけでなく、広く市民や事業者などの多くの主体が、連携・協働して「みどりのまちづくり」を推進するための指針として位置づけております。計画期間は概ね20年としておりますが、社会情勢などに対応した適切な見直しを行うものとします。	無
20	35	第2章 3 計画の基本方針と目標	ワンランク上のみどり、みどりの価値を高めるワンランクアップとは何を指すのでしょうか。イメージ先行で具体的な姿が湧きません。	これまでの枠組みにとらわれず、本市のみどりのポテンシャル生かし、みどりが市民の身近になるような取り組みを推進してまいります。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
21	38	第3章 1 みどりの施策の考 え方	みどりの施策の考え方の図。基盤を支える肝心な基本方針①よりも、基本方針②③の方が優位におかれている印象を受ける。違和感を感じる。	方針①のみどりの保全と整備がベースにあるという認識は持っております。その上で方針②の「ワンランク上のみどり」、方針③の「みどりの市民力を豊かにする」ための取り組みを推進してまいります。	無
22	39 ～ 40	第3章 2 みどりの施策の展 開	みどりの施策の展開で、樹林地保全が重点施策から外されている。根本的な問題を感じる。	貴重なご意見ありがとうございます。樹林地の保全については、90頁の「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」で重点施策とさせていただいております。	無
23	39 ～ 40	第3章 2 みどりの施策の展 開	公園の整備でみどりを築くことは出来るが、樹林地を築くことは10年20年の時間ではできません。公園の整備より樹林地の保全が先に取り上げるべき重要課題ではないのでしょうか。子ども達の自然体験、自然学習、そして遊びの場に樹林地がもっと活用されるように頻繁に使える豊かさと安全が担保された森があったらどんなに素晴らしいでしょう。	貴重なご意見ありがとうございます。公園の整備も樹林地の保全も共に大切な施策です。樹林地の保全については、90頁にある「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」として、重点施策とさせていただいております。	無
24	41 ～ 46	第3章 2-1-1 公園を整備・管理す る	松戸市の公園は古くて更新が必要とあるのに、実際の計画にある再整備の具体的な計画になっている公園は、400も公園緑地があるにも関わらず、わずか15公園のみで少な過ぎます。また、実施結果も平成25年からの10年間でこれまでわずか7公園だけしか再整備が完了しておらず、時間がかかりすぎです。遊具に関していえば、再整備完了した公園も、都内や他市と比べても普通のレベルだと感じます。もう少し、色々楽しい遊具を調べて、再整備する計画の公園の数を増やしてください。	貴重なご意見ありがとうございます。身近な公園の整備については、45・46に記載しているとおり、多様な公園利用者が安全・安心で快適に利用できる公園を目指し、地域のニーズに対応できる公園機能を検討してまいります。	無
25	42	第3章 2-1-1 公園を整備・管理す る	公園の種類を用語解説に追加してほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。42頁の中で追記させていただきます。	有
26	44	第3章 2-1-1 公園を整備・管理す る	40年以上経過した公園の整備に関して、土木的なリニューアルの写真のみが掲載され、どう公園のみどりが整ったのか分かりづらい。むしろ、公園土木の景観展開としてまとめた方がよい。	ご指摘の内容は理解いたしますが、記載のとおりとさせていただきます。	無
27	45	第3章 2-1-1 公園を整備・管理す る	バリアフリーについては、誰もが公園内に入れる事は様々な背景を持つ市民に対し配慮されていてとても良いと思います。ですが、公園に入れても遊べる遊具が無いと公園に行く気にならないと思います。例えば障がいのある子どもです。車椅子や発達遅滞故の体の不器用さがあり、遊べる遊具は限られています。最近インクルーシブ公園というのが都内にオープンしました。是非参考にしたいです。	貴重なご意見ありがとうございます。身近な公園の整備については、45・46頁に記載しているとおり、インクルーシブの考え方も踏まえ、多様な公園利用者が安全・安心で快適に利用できる公園を目指し、地域のニーズに対応できる公園機能を検討してまいります。	無
28	46	第3章 2-1-1 公園を整備・管理す る	公園と樹木の健全育成の問題について触れるべき。公園の利用により、根の周辺が踏圧によって固結化している例がみられる。公園の整備に関しては、以下の検討が必要である。 1. 人が足を踏み入れていい場所と、林床を守り土の固結化を防ぐ場所の整理、分別すること。 2. 根の生育範囲の土の膨軟化に重点を置くべき。 踏圧を避ける方法として、デッキの設置も利用と環境保全を両立させることができる。	貴重なご意見ありがとうございます。45頁に記載があるとおり、公園の植栽管理については課題となっており、今後植栽管理に関するガイドラインの策定に合わせて検討してまいります。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
29	46	第3章 2-1-1 公園を整備・管理する	公園の植栽管理に対し、二通りのタイプわけが必要であり、わかりやすいピクトグラムなどで公園の入り口に表示するべきであろう。 一つは人の利用重視で、落葉の撤去、剪定、病虫害駆除を積極的におこなう公園。 もう一つは生態系・循環重視で、落葉により腐植をつくり、剪定は最低限とする公園。…… 天敵生物の生息環境を配慮する。	貴重なご意見ありがとうございます。46頁に記載があるとおり、公園の植栽管理については課題となっており、今後植栽管理に関するガイドラインの策定に合わせて検討してまいります。	無
30	46	第3章 2-1-1 公園を整備・管理する	木チップは腐朽菌（コフキタケなど）の温床になるので万能視は禁物。木が元気であることを優先してほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
31	46	第3章 2-1-1 公園を整備・管理する	「みどりのリサイクルの推進」に炭の利用を検討してほしい。土壌を改良し、樹木を元気にするために木炭、竹炭、燻炭など微生物を活発にする施業が以前は行われてきたが、現在は炭をつくることができない。土壌用の炭は土を掘ってトタン板を被せる程度でできるので、近隣と合意得る形で方向性を打ち出して欲しい。大きな公園内で、管理された状態で炭をつくれれば、さらに意識が高まる可能性を持っている。	貴重なご意見ありがとうございます。みどりのリサイクルについては大きな可能性があるものと考え、46頁に記載させていただきました。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
32	46	第3章 2-1-1 公園を整備・管理する	戸定が丘歴史公園は松戸を代表する素晴らしい公園であると思うが、水戸徳川家の別邸として建てられた由緒ある「歴史公園」である。それを考えると、その在り方は、徳川昭武氏や水戸徳川家などの歴史を大切にしていくのが管理哲学というものであろう。奥の方の芝生広場は梅の木が中心に庭園が造られている。水戸徳川家と言えば「梅の木」であり、哲学をもって梅の木（=松戸を代表する公園の木である）をしっかりと管理してもらいたいものである。 また芝生広場の手前、クスノキの3本の大木の横にハンカチの木がある。何年前に植えられたようだが、ハンカチの木は白いひらひらした花の咲く木で可愛い。それなりの人気のある木である。しかし、この木は中国原産で、水戸徳川家とも徳川昭武氏とも全く関係があるとは思われない。「歴史公園」に植えるべき木であろうか。想像するしかないが、松戸中央公園にも同じ木が植えられている。この木も、記憶によれば昔はなかった。千葉大学園芸学部のイタリア式庭園にも同じようなことが起こっている。公園の管理や緑保全には、それなりの哲学や信念をもってやって欲しいものである。	貴重なご意見ありがとうございます。46頁に記載があるとおり、公園の植栽管理については課題となっており、今後植栽管理に関するガイドラインの策定に合わせて検討してまいります。	無
33	47 ～ 52	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	担保性の向上と里やま保全活動の推進の二つ柱で、所有者による樹林地の維持とボランティアによる保全・活用活動に依存するものとなっている。 樹林地の保全には市民の理解の広がりが必要だが、市民生活と隔絶した樹林地の現状がそれを妨げている。理解を広げるためには、市民の利用機会の拡大が必要。オープンフォレストなどの努力はあるが、無償ボランティア頼りでは恒常的な利用機会の創設はほとんど不可能。市の施策として樹林地体験の機会・場づくりを計画に掲げる必要がある。	貴重なご意見ありがとうございます。樹林地の保全や利活用については、90頁に記載があるとおり、「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」の中で新たな施策を検討してまいります。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
34	47 ～ 52	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	<p>以前から、私は緑を守っていくうえで最大の敵は「国」と「市民」だと言ってきた。「国」とは、樹林地保全の最大の敵、相続税である。「祖先から受け継いだ森だから子孫に残したい」と思い、里やまボランティアにフィールドとして提供していただいているオーナー=地権者。そのほとんどがかなりのお年寄りである。お亡くなりになり、相続が起きると、大変。都市部の森林は地目が森林であっても相続税は宅地並みに取られるとされている。やむを得ず森林を売って、相続税の足しにするという例も。実際に、地権者さんがお亡くなりになって、息子さんに相続されたときに、こういうことが起きている。里やまボランティアにフィールドとして提供すると相続の時に揉めるという先例をつくってはならないと、黙って引き下がるしかなかった。これでは、間違いなく都市部の森林が無くなっていく。今の相続税の仕組みは、都市部で森林の相続が行われた時は、それを売却させ、開発用地を少しでも多くさせようとした時代遅れの政策と言っていいたろう。みどりの基本方針を考える時、こうした時代遅れの国の方針を変革させることまで考えていかなければならないと思う。地権者さんが無くなったら、そこは行政（もしくははしかるべき公共団体）が森のまま買い取るという仕組みをつくり、さらにそれをはっきり公言していく必要がある。基本計画の中に、そういうことをしっかり検討し、明言してほしいものである。</p> <p>「市民」とは……。不動産屋はそこに森林があると、「緑豊かな住宅地」と宣伝して売りがかる。それにつられて土地を買った「市民」は、森のすぐ横に家を建てる。そして、落ち葉が雨どいに詰まる、枯れ枝が落ちて車を傷つけたなどとクレームを言う。クレームに耐えかねて森の地権者は森を売り払い、結果として森が森でなくなっていく。こんなことをどれだけ見てきたか。そして、実際にボランティアとして活動しているときの、最大の課題がこうした「市民」対応だと言っても過言ではないが、基本計画の中では、こうした課題にあまり触れられていないと思えるのがちょっと寂しい。ボランティアは常にこんなことでも悩んでいるんだということだけはわかって欲しいと思う。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後も、森の所有者、また活動しているボランティアの皆さまのご意見を伺いながら、樹林地の保全活動を支援してまいります。</p>	無
35	47 ～ 52	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	<p>私は市民ボランティアとして、主に高塚地区にある森で保全活動を行っています。その活動の中で、森そのものの存続に関して不安を感じています。森を所有される当代のご当主は、当面森を手放すお考えはないと仰っておられますが、その思いが将来にわたってどの程度担保されるのかは全く分かりません。同じく市民ボランティアによる保全活動が行われている多くの森が、同様の不安を抱えていることと思います。昨年ボランティアによって保全活動が続けられてきた森の一つが、所有者の相続に伴って活動を停止せざるを得ない状況に至りました。</p> <p>計画案に貴重な樹林地を今後も存続させるための方策が述べられていますが、この中に、民間が所有する樹林地を”市による借地”や”市による所有”所謂”樹林地の公有地化”して担保性を向上するということが謳われています。松戸の樹林地をこれ以上減少せないためにこれが実現すれば、森の保全活動に携わっている多くのボランティアにとって朗報であることは間違いありません。具体的な計画として推進して戴きたいと切に願うものです。この計画の中にタイムスケジュールなどをお示し戴けるものなら、是非お願いしたいと思います。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。基本計画の性格上、時期の明示は控えさせていただきます。</p>	無
36	48 ～ 49	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	<p>樹林地の保全について、矢切の斜面林は隣接地にはみ出さないようにという最低限の手入れしかされていないので樹林が荒れています。有害獣も潜んでいる様子なので、頻繁にパトロールして手入れをお願いします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。樹林地の維持管理は森の価値を高める上でも重要であり、47頁の施策の考え方に「適切な維持管理を進める」旨の記載を追記いたします。</p>	有

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
37	48	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	斜面林は高木の生育環境に特に好適であること、景観としても立面的にボリューム感のあるみどりを現出できることから、市の重点的な財産としての認識が必要。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
38	49	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	樹林地保全の手法がもっと簡便に使える方法はないのでしょうか。条件が色々あったり、手続きに時間がかかったりせずに市と所有者が合意できれば成立する方法を活用できないでしょうか。市の借用という方法を活用してください。	貴重なご意見ありがとうございます。48～51頁に記載があるとおり、借地による樹林地の保全も検討してまいります。	無
39	51	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	樹林地の近隣で落葉の処理など問題となることが多く、計画にもある試行的な事業を樹林地でも積極的に展開して欲しい。また、千葉市の昭和の森公園などで設置されている落ち葉循環ステーションの仕組みは里山活動に力を与え、近隣の協力的な関係構築に資すると思われる。	貴重なご意見ありがとうございます。みどりのリサイクルについては46頁、試行的な事業の実施については102頁に記載させていただきました。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
40	51	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	山の手入れにも、土壌を豊かにするために、炭の利用が欠かせない。竹炭、燻炭、藁等も同様である。市内で供給、循環できる体制も必要ではないか。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
41	51	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	公有地化による樹林地の確保について、樹林地の保全手法に記載されている借地方式も検討対象に位置付けてほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。48～51頁に記載があるとおり、借地による樹林地の保全も検討してまいります。	無
42	51	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	かつて、樹木医に活動している森を診てもらったことがある。その時の記録によると、「切った方が良いと思われる木が半分ほどある」と言われた。しかし実際にはそんなことできるわけがない。そんな人員も労力もない。また、長い間放置されてきた森だから、大きくなりすぎた木がやたら多く、掛かり木の危険や近くの民家や電線などのことを考えると、ボランティアで手が出せるものはいったいどのくらいあるというのであろう。また、もし伐採したとして、その伐採木=ゴミの処理はどうすればいいのか。松戸ではもちろん燃やすことはできない。森の中に積んでおいて腐るのを待つしかない。簡単に腐ってくれるわけがない。都市部に残されたわずかな森の中はこういうゴミの山と化してしまうのであろう。実際、今でもボランティアが活動している森の多くはこういう状況になるつつあると言っているだろう。最近ではカシナガの影響やオープンフォレストの安全を考えて、行政が業者を使って伐採してくれる例も出てきてはいるが、実際の森で求められている現場の声からすればまだまだ程遠いと言わなければならない。そういう意味では、市民・行政・管理団体などが、もっと現場を見つめて話し合い、意見交換や議論する場作りがもっと必要ではないだろうか。	貴重なご意見ありがとうございます。森で活動する皆さまとの意見交換は、現状では会議室で行うことが多くなっておりますが、みどりは現場が重要だということは理解しております。今後有意義な意見交換の場をつくってまいります。	無
43	51	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	樹林地保全の関連図にある学校、企業との連携、利活用の展開は市民ボラにのみ任せられるのでは望めない。行政からの支援が必要と思っている。学校、幼・保育園とのパイプとなる物がないとチラシ配布程度では相手側の動きは起きにくい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
44	52	第3章 2-1-2 樹林地を保全する	「松戸市の里やま保全活動」の記載で、令和元年度末の里やま応援団構成団体は14団体。	ご指摘をいただき、ありがとうございます。訂正させていただきます。	有

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
45	57 ～ 60	第3章 2-1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する	<p>松戸市には、土地区画整理事業等により、街路樹が整備された道路があり、市内の緑化に一役かかっていて、風格あるまちづくりになっていると思います。しかし、その維持管理は費用の面でも負担となっているとのことで、都市計画道路3・3・7号線のニツ木・幸谷部分の建設の時には街路樹を植えないと決めていました。緑地には管理がしやすいツツジを植えてごまかしています。関さんの森を通る部分は、両側に樹木があるし、森を守るために道路を变形し、一部が狭くなっているの、一切の緑地は設置しないとの方針が示されましたが、それでは、森の中を通る道路として、ガードレールを木材にしてほしいと要望しましたが、安全性と維持管理の良さから、色は焦げ茶色になったものの、鉄製のガードパイプになりました。それでは、景観が良くないのでガードパイプにそって、植物を植えたいと要望し、協議の上で4種の蔓草を植えました。道路工事の会社により蔓草の苗を寄付していただき、市の職員と道路会社の社員と、関さんの森の会員と近くの小金南中の環境部の生徒さんとで協力して植えました。枯らすことのないように水やりをしたり気を使って管理し、全部が元気に育ちました。森の中を通る道路に緑の縁ができて、景観も良くなりました。その際、「関さんの森を育む会」が専有許可を受けてという方法になりました。当時は蔓草が植えられることに喜んで疑問も感じなかったのですが、当時も今も他に例がない方法だそう。その蔓草が育ちすぎて、車道にも歩道にも広がって通行の妨げになっていると、度々市から連絡がきました。車道側は切っても構わないので、掃除をお願いしたのですが、掃除の自動車は蔓草が絡むと故障するので掃除ができないとのことで、会でなんとか工夫して車道側も刈り込みをしてきました。その後さらに蔓草が繁茂し、何度か話し合いの結果、蔓草はあきらめて撤去することにしました。しかし、みなさんの協力で植えたことを考えると捨てることはできないので、「森へ移植したい。移植するまで待ってほしい。」とお願いしました。そして、蔓草を撤去したあとには維持管理がしやすい植物を植えると聞いていたので安心をしていたのですが、その後の現地での話し合いの場で、植物の植え替えの話が無くなったときいてビックリ。話が違つので、協議会を開いてほしいと要望しました。その後、何の連絡もないままに、突然に弁明書の提出を求める書類が配達証明で届きました。驚いて問い合わせたところ、勧告書を送ったとの話でした。私たちは受け取っていないので、その由を伝えたのですが、送ったというばかりで水掛け論になりました。しかも、勧告書は行政指導だが、弁明書の件は行政処分だと聞いて、それまでの話し合いはなんだったのかとがっかりしました。弁明書を提出し、その結果、2月末日までに、蔓草を撤去するとの確約書を提出して、移植する時間をもらいましたが、ガードパイプの下の緑地帯がアスファルトで埋められるようなことがあっては、みどりの市民憲章も、みどりの基本計画も空しいです。例え道路の話であっても、市のどのセクションの話であっても、「みどりの基本計画」によって、松戸市のみどりが守られるように、よろしくお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見は関係部署とも共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 なお、いただいたご意見にあります「蔓草」につきましては、道路機能を妨げるものとの判断から、市が対応したものでございます。「みどりの機能」も「道路の機能」も共に生活に欠かせないものです。ご理解をいただければ幸いです。</p>	無
46	60	第3章 2-1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する	<p>「ガイドラインの策定」で逃げているが、重点項目として挙げている街路樹は根本的で具体的な解決が必要。診断、合意形成、規格の変更（植樹を大きく、高植えをする等）、業者選定方法、保全方法、土壌・根系対策など細部まで検討をおこない、公開型で変化が見えるよう時系列で監視していかなければならない。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。計画に記載のあるガイドラインを策定する中で検討してまいります。</p>	無
47	60	第3章 2-1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する	<p>今までの街路樹は根系への配慮が軽んじられており、近年では根系対策が街路樹でも重要視されるようになってきている。東京都の街路樹診断等マニュアルでも、特別に「樹木の根の保護に関するガイドライン」として1章を設けている。根の損傷と倒木リスクとは関連があり、配慮が必要と考える。 古来の並木は、本土寺参道や日光杉並木などは高植えであり、水はけ等も合理的で現在まで並木が残存することにつながっている。このような視点での検討も必要ではないか。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。計画に記載のあるガイドラインを策定する中で検討してまいります。</p>	無



番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
48	61	第3章 2-1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する	地図の凡例 遊水地→湧水 ではないか。	ご指摘をいただき、ありがとうございます。訂正させていただきます。	有
49	61	第3章 2-1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する	地図の凡例の「遊水地」は大規模な水害を防ぐために河川の洪水を一時的に氾濫させる土地のこと。初歩的な間違い。	ご指摘をいただき、ありがとうございます。訂正させていただきます。	有
50	61	第3章 2-1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する	川が子ども達の身近な遊び場所になっていない。公園内の池も水辺に下りて生き物に触れ合える機会を提供できるようなには作られていない。危険を避ける事が重要視され、無事故であることが目標で貴重な体験の機会を奪っている。体験ができるために何をするかではなく、何も起きないようにすることが優先され、グリーンインフラにはなっていない。	貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見は関係部署とも共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
51	63	第3章 2-1-4 道路・河川のみどりを整備・管理する	現在は外来種に占領されてしまっている江戸川河畔などの半自然草地は、貴重な草原植生の生育地となりうる。現在国土の1%程度となった草原も燃料革命以前は13%程度あったと推測され、当時は氷河期からの種も野辺で保存され独特な豊かな生態系が存在していた。生物多様性を誘導する風の草刈りなど、課題に取りあげて欲しい。	貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見は関係部署とも共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
52	65	第3章 2-1-5 都市農地を保全する	「宅地化農地」を用語解説に追加してほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。追記させていただきます。	有
53	65 ～ 70	第3章 2-1-5 都市農地を保全する	都市緑地法の改正で、今回のみどりの基本計画には、都市農地の保全が入りました。とても良いことだと思います。農地に関する内容も良いと思うのですが、農業関係部署との連携が書かれていません。これまで農業委員会を傍聴したり、資料を読んで感じることは、何でもこんなに簡単に農地の転用を認めるのだろうかということです。本来は農業や農地を守るための組織だと思われるのに、まるで農地の転用を認め、農地を減らすための組織のようです。後継者がいないことが農地転用を認めるための理由になっていますが、農地は農地として活かすために、農地を拡張したい農業者や農業への新規参入者に受け渡すことを最初に検討するのが仕事だと思います。緑地としての農地を守るためには、農業委員会の改革が絶対に必要ですし、本気で農業を続けようとしないう、農地を高く売ってもうけようと考えているような農業委員が選ばれている今の農業委員会では、農地は減少するばかりです。江戸川の河川敷が緑地なので、緑地3割とはいうものの、今でも緑地が激しく減少している松戸市にあっては残された農地は貴重な緑地です。矢切耕地では、巨大物流センター建設の計画が出たり、公園が作られたり、リサイクル資材の置き場の拡張のための農地転用が進んでいて、緑地が減るばかりか、景観も悪くなるし、農地への悪影響も心配されます。他の地域での農地転用でも同じことがおきています。農地転用後は、農業委員会は何の責任もとらず、有害物が排出されても、日が当たらなくなっても、風が通らなくなっても、代わりに責任をとる担当課も明らかではありません、全く無責任な農地転用です。私の住む小金地域でも農地がどんどん住宅地が変わっていきます。農地減少を少しでも防ぐために、農業関係部署と連携することをみどりの基本計画に入れてください。	本計画は、農業関係部署の意向も含め、市の方針としてみどりの取り組みを計画としてまとめております。いただいたご意見を関係部署と共有させていただきます。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
54	66	第3章 2-1-5 都市農地を保全す る	「指定後 30 年が経過する生産緑地地区については、引き続き税制上の優遇が受けられる 特定生産緑地の指定を推進し、市街化区域内の農地の保全を図ります」とありますが、現 状、古くからの市街地（二十世紀が丘等）の中に生産緑地がある場合に、その接する道路幅 が4メートルに満たない箇所があります。間もなく指定から30年を迎える生産緑地におい て全てを同列に継続指定を推進するのではなく、実状に合わせて、例えばこのような土地に ついてはセットバックを行うことを検討していただきたいです。 また、生産緑地と接する旗竿地で通路幅が2メートルに満たないことで建物の再建築が出来 なくなっている土地もあります。このような土地は市街化区域内にも関わらず宅地でもなく 緑地でもなく、荒れた空き地になっていたりしますが、生産緑地と一体で活用する方策があ るように思います。 このような課題は、みどりと花の課が単独で生産緑地というテーマで検討するだけでは解決 が難しいものと思いますので、縦割りでの検討に閉じずに都市計画課などと連携してより良 い形で生産緑地を活用する取り組みを進めて頂きたいと思えます。	貴重なご意見ありがとうございます。いただ いたご意見は関係部署とも共有し、今後の取り組 みの参考とさせていただきます。	
55	67	第3章 2-1-5 都市農地を保全す る	農地銀行について、高齢で後継者のいない地主さんが、農業をやりたい若手に農地を貸しだ して農業を進める方法としてもっと宣伝し、積極的につないでください。食糧の生産という 意味でもとても大事なことだと思います。	貴重なご意見ありがとうございます。いただ いたご意見は関係部署と共有させていただきます。	無
56	68 ～ 69	第3章 2-1-5 都市農地を保全す る	農業が生態系の力を弱めていくといわれている。生態系を豊かにし、未来につながる協生農 法を視野にいれ、生態系拡張を重視した農法を市民活動の流れに取り入れる必要があると考 える。協生農法は既存の農家では実践しにくく、市民活動向きである。	貴重なご意見ありがとうございます。	無
57	70	第3章 2-1-5 都市農地を保全す る	「松戸の農業」の地図中の地区名が薄くてよく見えない。	ご指摘をいただきありがとうございます。修正 させていただきます。	有
58	72	第3章 2-1-6 公共施設や民有地 のみどりを整備す る	開発時点だけではなく、維持管理においてのみどりの質を向上させる制度が必要と考える。 不動産管理の視点では、緑化は付加価値にあまりつながらず、質の向上を目指せば管理費の 増大となる。そのため、当初みどりに囲まれた住宅として開発された宅地も強剪定されて樹 木が弱っていたり、雑草対策でシートでマルチングなどがなされていたりする。維持管理時 点でもみどりの増進を誘導してほしい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取 り組みの参考とさせていただきます。	無
59	72	第3章 2-1-6 公共施設や民有地 のみどりを整備す る	緑化推進は好ましいが、宅地などに植栽される樹木が業者任せで流行があるようにも見え て、樹種選択には疑問を感じている。種の出来る量が多く環境への心配、樹種の生育環境が 不適切であったり、高木になったら困るなどと思えたり。緑化が進めば良いのであって、業者 にまで規制をかけることは不可能と任せておいて、それで緑の立場に立って計画を考えると 言えるのでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取 り組みの参考とさせていただきます。	無
60	73	第3章 2-1-6 公共施設や民有地 のみどりを整備す る	戸建て住宅においても、近年コンクリート等で被覆し、雑草が生えないように売り出されて いる物件が多く見受けられる。これは防災上の弱点で、排水キャパシティを超える雨が行き 場をなくすことにつながる。罰則が設けられないなら、雨水を浸透させる地表に対し加評価 できるような仕組みを作って欲しい。 雨水の浸透性に関しては、URなどでは長谷川式簡易通水試験器にて以前から評価がなされ ているので、評価手法は確立されている。	貴重なご意見ありがとうございます。いただ いたご意見は関係部署とも共有し、今後の取り組 みの参考とさせていただきます。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
61	73	第3章 2-1-6 公共施設や民有地 のみどりを整備す る	高木の植栽評価が必要。 壁面近くに接するかたちの高木は、壁面緑化と同等以上の効果があると思われる。壁面緑化に比べ水蒸気の蒸散量も圧倒的に多く、壁に沿う形なので、倒木のリスクも小さい。土壌が良好で生育の環境が整っていれば、大いに効果がある。逆に、高さに対する積極的な評価がないため、断幹や強剪定で樹勢が衰え、それが病害虫を招きやすい状況を招いていると考える。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
62	74	第3章 2-1-6 公共施設や民有地 のみどりを整備す る	公園以外でも、市が所管する樹木に基本計画が適用される仕組みを作ってほしい。目通り180 cmを超える保存樹木であるクヌギの大木を3年前、極強剪定を行いかつ、業者は樹種も認識していなかった。また同年、保存樹木かどうかは確認できなかったが、市有地の目通り200 cmを超える杉の大木が強剪定のあと枯死してしまった。やむを得ないかたちで、保存樹木が衰弱で枯死するならば納得できるが、市が自ら進んでみどりを衰えさせる現状からの脱却を望む。	貴重なご意見ありがとうございます。いただいたご意見は関係部署とも共有し、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
63	75 ～ 83	第3章 2-2-1 ワンランク上のみ どりをつくる	公園は市のみどりの中核をなす施設であり、行政、市民とともに企業の能力も活用されるべきだが、公園の管理運営を事実上特定の民間事業者まかせになりかねないあり方は慎重であるべき。 21世紀の森と広場に関して、「新しい様式のライフスタイルの実現に大きくかかわる様々な公園施設（サービス）の機能」「新しいニーズ」などという抽象的・意味不明の理由で管理運営を民間事業者にゆだねる方策には反対。	公園は市民に身近なみどりであることから、みどりの機能を生かしながら、多様なニーズに対応できる管理運営の手法を検討してまいります。	無
64	87	第3章 2-2-3 里やまのみどりの 新たな価値を創造 する	森の担い手として、所有者、里やま活動団体に加え、専門家である樹木医、樹木医会を取り込むことの計画を要望する。千葉県に於いては、樹木医は樹木医会、樹の生命を守る会を通じ組織的に活動している。また、樹木医資格の認定組織である日本緑化センターは補完する資格の認定も行い、これらが人材養成の筋道を作っている。また、樹木医も人材養成をサポート。樹木に対する正しい知識が習得できるようにプログラムされていて、生涯学習の観点からも、森の質の向上を目指す観点からも計画の趣旨と合致すると思われる。	貴重なご意見ありがとうございます。この度の計画においては、「計画を推進するにはみどりの専門家や職能への理解とその活用が必要」という判断から、131頁の「計画の推進を支える仕組みの強化」の中で、ご意見に沿う内容を記載しております。	無
65	92	第3章 2-2-4 多様なニーズに応 えるオープンス ペースを確保・活用 する	貸し農園は植物の生育に関し異なる考え方が錯綜している。土づくり、施肥、農薬の使用、耕起・不耕起など。これらを整理した棲み分けが必要ではないか。パイロット事業のイメージには、生態系を拡張させ果樹とも共存する協生農法が似合っている。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
66	98 ～ 100	第3章 2-3-1 各主体の「みどりの 市民力」を高める	市民活動はあくまで市民の自発性に基づくものであり、市民団体の組織の強化などは団体自身が行うもの。市の計画で法人化を図るなどはお門違い。自立性を尊重しつつ、適切な支援を行う範囲に留めるべき。過度な関与はかえって市民活動の発展を損なう。 里やまボランティア入門講座は、樹林地の維持管理の人材や保全管理の担い手の発掘・育成という限られたことを直接の目的とはしていない。松戸のみどりが置かれた現状や、その維持保全に関する多様な人々の取り組みへの理解を深め、松戸のみどりに何らかの形でかかわっていくきっかけとなることを目している。 企画・運営に携わる人材の確保に務めるとはいったい何をするのか。市民と協働して継続的に実施していくということ十分。	貴重なご意見ありがとうございます。今後も活動している皆さまのご意見を伺いながら、みどりの市民活動を支援してまいります。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
67	99	第3章 2-3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める	「人材の発掘・育成」と「高齢化・人員不足」の課題は、コインの両面であり、別々に解決していく課題ではないと考える。市民活動の組織の常として、立ち上げに関わった人間、入会の古い人間の立場が強く、後から参加する者にはメリットが少ない。これを乗り越えた人材育成方法、団体の継続方法を開発する必要がある。どう解決していくか案が既にあるのなら示して欲しい。	具体的な案ではございませんが、市民活動の効果をより高め広めるための仕組みとして、108頁にある「みどりのプラットフォーム」を検討しております。市民活動を支える体制づくりは早急に取り組むべき課題と考えております。	無
68	102	第3章 2-3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める	調査に関し、日本樹木医会も林野庁補助事業などにより調査をおこなっているのので、連携すべき。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
69	102	第3章 2-3-1 各主体の「みどりの市民力」を高める	市民参加のモニタリングには、ICT を利用した i-Treeや U- GREENなどを想定しているのか。人手ベースのモニタリングでは広汎に実現するのは困難。ICT 技術を当初から想定したシステムに期待する。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
70	105	第3章 2-3-2 「みどりの市民力」のネットワークをつくる	みどりを活用する団体と連携して利活用をすすめることは大切だが、それは松戸のみどりの価値を高めるためにやるものではない。	貴重なご意見ありがとうございます。みどりの価値を客観的に高めるには、市民がみどりに触れる機会を増やし、その価値を共有できる多くの仲間が必要だと考えております。	無
71	109	第3章 2-4-1 みどりのある多様なライフスタイルを実践する	施策の考え方について、まずは、松戸はみどりが多いというイメージが持たれていること自体に問題意識をもつことが必要。みどりの役割の実感度が低いのはみどりのポテンシャルが十分発揮されていないということより、みどりが不足していることが最大の原因ではないか。問題の立て方が間違っている。だから、樹林地保全よりも多様なライフスタイルの実践を重点施策にかかげるといっておかしなことになる。ライフスタイルは市民個人が行うことであって、行政からとやかく言われる筋合いのことではない。計画で必要なことは、市民がそういうライフスタイルを実践できるような基盤を整備することである。	貴重なご意見ありがとうございます。樹林地の保全については、90頁の「フォレスト・マネジメントの仕組みづくり」で重点施策とさせていただいております。	無
72	115	第3章 2-4-1 みどりのある多様なライフスタイルを実践する	みどりのある多様なライフスタイルの実践の中に、「土に触れる」「土を知る」「土を活かす」というような項目を入れて欲しい。みどりは土の力あってこそ。土を知り、土を力づけることでみどりは力を増す。ライフスタイルとするには、みどりを消費するだけでなく、深い意味でみどりを育むことを日常にとりいれる必要がある。	貴重なご意見ありがとうございます。「土に触れる」につながるライフスタイルのイメージとして、115頁に「公園や樹林地、畑などの様々なフィールドで、自然にふれ、農に触れ、土の力を学んでいる。」を追記させていただきます。	有
73	116	第3章 2-4-1 みどりのある多様なライフスタイルを実践する	樹林地の林縁こそ森のなかで最も華やかな場所である。みどりを楽しむことができるよう、樹林地の道路沿いを積極的に評価し、情報発信し、整備していく必要があると考える。現状はむしろ落ち葉クレームの影響か、強剪定をして林縁に枯枝が多く、樹勢が衰え病害虫に侵されやすい。森の林縁を森の顔として整えることは、景観の向上につながり、楽しむ人が増えるとともに、防犯効果も期待できる。樹林地の所有者にとっても林内の公開よりも協力しやすい。林縁に特定した施策をするべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。樹林地が景観として市民の目にどのように映っているのかは、樹林地の理解を進める上でも大事なことだと認識しております。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
74	121	第3章 2-4-2 みどりのシティプロモーションを展開する	プロモーションこそ樹木医を活用して欲しい。一歩踏み込んだみどりの効用、解説を入れることの効用は、知的好奇心を喚起し、吸引力を醸成する。専門家としての参画が必要と考える。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
75	121	第3章 2-4-2 みどりのシティプロモーションを展開する	情報発信等が重要であることは異論がない。「プロモーション」とは、そもそも消費者の購買意欲をあおる活動を意味する言葉。もっと広がっているとはいえ、こういう場で使うのは適切ではない。	市が行う「シティプロモーション」に「みどり」も積極的に関与し、「みどり豊かなまつど」にしていきたい思いを、「みどりのシティプロモーション」と表現しております。	無
76	125	第3章 3 グリーンインフラの推進とSDGsへの貢献	防災減災の推進事項として公園施設整備を第一に挙げていることはやむを得ない面もあるが、本来は、大地を樹林地、農地、草地、庭などで雨水の浸透させること推奨すべきである。金額・予算の多寡ではなく、まず、良好な地表と地形の維持が減災の基本であるという筋道を示す必要がある。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
77	125	第3章 3 グリーンインフラの推進とSDGsへの貢献	成熟段階の樹林地の斜面林などでは、林床が乾燥化しがちなこと、また、リター層で水をはじき水が斜面を流れ落ちる。防災面からの対策として、手作業による段切りは、雨水の浸透力は増し、かつ、樹木の活力が増進する。みどりの市民力で推進してはどうか。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
78	131	第4章 2-(1) みどりに関する技術の向上・継承と活用	日本樹木医会は組織的に活動している。課題の解決、市民力の向上、知識の啓発普及などに樹木医と積極的に連携すべき。	貴重なご意見ありがとうございます。計画を推進するにはみどりの専門家や職能への理解とその活用が必要であり、131頁の「計画の推進を支える仕組みの強化」の中で、ご意見に沿う内容を記載しております。	無
79	131	第4章 2-(1) みどりに関する技術の向上・継承と活用	専門家や職能への理解の促進を一歩踏み込んで、専門家活用のマッピングを行って欲しい。知識が重要視され、専門知識さえも急速に変化している。専門家の守備範囲を調査・比較し、松戸市の実情に合わせ、専門家の力を活かすためのマッピングが必須である。また、専門家組織には、官庁から事業を委託、助成を受けていることもあるので積極的なリサーチをすべきである。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
80	132	第4章 2-(2) 財源の確保・活用	里やまボランティア活動に対するみどりと花の基金の助成やナラ枯れ対策への支援などには感謝している。 しかし、これまでも民間の助成金などの活用はしており、里やまボランティア団体への市の直接的助成はほとんどない。あたかもこれまで市が多額の助成をしてきたかのごとき「市の助成だけでなく……財源の確保に努める必要があります」というお説教はやめていただきたい。	決して十分な支援ではございませんが、(公財)松戸みどりと花の基金が行っている助成は市が予算化しているものです。今後も助成金に限らず支援の拡充に努めてまいりますのでご理解いただければ幸いです。「市の助成だけでなく……財源の確保に努める必要があります」の部分は削除させていただきます。	有
81	全体		みどりの基本計画には、みどりをづくりだす「土壌」への言及が必須であり、土壌の構成要素である「微生物」の活動も「みどり」の一部として適切に取り上げるべき。土のある都市生活は未来のビジョンとなる。	貴重なご意見ありがとうございます。みどりの基盤が微生物を含んだ土壌にあることは認識しております。「微生物」という言葉は使っておりませんが、「土壌」「生き物」として、「微生物」を含めた環境を「みどり」の定義に含めております。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
82	全体		松戸市の地形の特色を生かし、景観として際立たせ、みどりの機能として効果のある高木の立面景観を戦略的に活かすべき。樹林地の林縁部は日照があり、先駆種も生育する。生物多様性があり、華がある景観へ導けること。崖線の斜面林は、土壌側面から空気が流動しやすく根の生育環境に有利で、勢いのあるみどりをつくりやすい。人の目に入るみどりの量は、空から地上を見下ろした面積ではなく、日常、視野に写る地面と空に挟まれた領域である。ここに力を入れ、松戸らしい景観を磨き上げるべき。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
83	全体		「みどり」の位置づけは、時代の要請を受け変化しなければならない。これまではやさしく、弱い主張の「みどり」であり、それがベースになっている。地球環境が危機的な状況のなかで、市の競争戦略、防災、衛生、健康維持、子育て等の面から、強い主張の「みどり」が必要不可欠で、無いと市民がダメージを受ける存在として表現が求められる。危機に対する予防的視点が必要。ディストピアを例示し、「こうなったらいやだ」を明らかにすることを要望する。	貴重なご意見ありがとうございます。担当部署としても、強い「みどり」であるためにも、みどりが暮らしの中で息つき、みどりの価値が多くなる市民に認識されるよう、様々な取り組みを推進してまいります。	無
84	全体		みどりの課題を論ずるとき、みどり育成の基となる「土」を常に意識すべきである。樹林では土は時間をかけて自ら作り出せるが、農地、園芸では外から移入しなければならない。地形の改変は水みちを変え、さまざまな災害の種を播く。土の移動は土壌汚染、不法投棄、埋設物の温床となる。みどりと土は一体の関係にある。土を育てることなくしてみどりは育たない。土壌の危機に言及すべき。	貴重なご意見ありがとうございます。みどりの基盤が微生物を含んだ土壌にあることは認識しております。今後の取り組みの参考とさせていただきます。	無
85	全体		「みどりを享受する市民」「みどりを支える市民」として。計画は、「享受だけしたい人はそれでよし、みどりを支える活動をしたい人もそれでよし」と読める。権利と義務とまでは言わないが、「みどりを支えるとともに享受する市民であることが望まれる」といった像を示して欲しい。	貴重なご意見ありがとうございます。今後もみどりへの理解を深めるための取り組みを推進してまいります。	無
86	全体		計画書内に商標権にかかる言葉が散見されるので注意した方がいいのでは。	ご指摘をいただきありがとうございます。	無
87	全体		計画は、行政、市民、事業者等の主体が連携、協働して「みどりのまちづくり」を推進するための指針。そのためかと思うが、写真やイラストを多用し、解説・啓蒙的な内容がかなりの部分を占めている。狙いは理解できないでもないが、そのために全体が膨大なものになりすぎ、かえってとっつきにくくなっている感がある。一般市民にこれを全部読めというのだろうか。計画本体は本来の指針となるべき内容を簡潔にまとめ、計画の理解を深めるための解説を別途作成するなどの工夫が欲しかった。	貴重なご意見ありがとうございます。今後、本計画を広く周知するにあたり、補助となる冊子等を別途検討する予定であります。お時間をいただきますが、ホームページ等で公開できるようにしたいと考えております。	無

番号	計画書 該当頁	項目	意見の概要	市の考え方	修正 有無
88	全体		計画の中でも指摘されていますが、「松戸は緑が多い」という声をよく聞きます。しかし千葉県は47都道府県の中で45番目。46番目が茨城、47番目が大坂。しかしこの3県は小数点以下を四捨五入すると同じ森林率になってしまう。つまりピリ3県である。そして松戸の森林率は3%。0%の浦安、2%の市川に次いで、これもまたほぼピリと言っているだろう。つまり日本のピリの県の、そのまたピリグループなのである。それでも、松戸の緑が多いと感じるのは、市内を अच्छこち回ってみて感じるのは、やはり街路樹が多く、立派だということ。そして、改めて見て回って感じたことであるが、個人のお宅の庭木が大きくて立派なものが多い。確か補助金が出ていたと思うが、生垣の家も多い。こうして、東京のすぐ隣である松戸ということを見ると、何となく緑が多いと感じるのではないだろうか。街路樹が多くて立派、庭木も多いということは大いに結構なことではあるが、それらはここで取り上げるべき本物の「みどり」ではないことをしっかり認識しておくべきではないだろうか。ポイントは樹林地でなければならない。地球温暖化対策、生物多様性を考えると、いかに樹林地=森林を守るかということにもっと意識したいと思うのである。	貴重なご意見ありがとうございます。今も減少を続ける樹林地は、本市にとってとても貴重なみどりであることから、計画にもあるとおり、新たな保全手法を検討してまいります。	無
89	全体		計画の中でも書かれているが、松戸の樹林地を守る活動は、多くの表彰を受けている。これはとても素晴らしいことと言っているだろう。しかし、客観的に冷静にその活動を眺めてみると、ちゃんとできているとはとても思えないし、求めている森の姿とは程遠いと言わなければならないだろう。もちろん、焦って無理をしてはならないし、じっくりゆっくり取り組んでいくしかないと十分理解したうえで、それでも、この難しい課題を市民、行政、その他関係者がもっと力を合わせて乗り越えていく道はないのかを指し示すのが「基本計画」なのではないだろうか。そういう意味では、ちょっと現場から離れた、カッコつけた空論の展開になっているような気がする。	貴重なご意見ありがとうございます。今後、計画の実現に向けて取り組んでまいります。	無
90	全体		緑の基本計画の実績の具体的なものが何も報告されておらず見えてきません。検証をしっかりとしたうえで実績と未達成の部分を示していないのに次の計画が立てられるものではないでしょうか。前の計画とこの計画案の繋がりが見えません。	これまでの事業の検証については、計画書内では記載しておりませんが、策定作業において検証を行った上で、成果やアンケート結果と合わせて、11～26頁の「松戸市のみどりの現状」としてまとめ、27・28頁で課題を整理しております。	無
91	全体		ページ数が多すぎて内容が多すぎて、何が書かれているのか理解することが困難でした。何が基本計画の中身なのか、ページを戻ったり返ったり。普通の市民が関心をもって読み意見を述べられる、身近な計画書にして欲しいです。肝心なことが簡潔に書かれ、誰でもが読み理解できる物でなければ市民の施策にはなりえないと思います。よろしく願いいたします。松戸は緑が多いという声が多いのに緑を暮らしの中で感じている人は少なく、期待度が高い。緑が多いと思う人が多いのは街路樹や花壇という目に見える緑が多くあると感じているからで、暮らしの中に緑を感じられないのは毎日の暮らしに緑と関わる部分が無いから。緑(樹林地)の確保が足りないということではないのでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。今後の取り組みの参考とさせていただきます。本計画については、今後広く周知するにあたり、補助となる冊子等を別途検討する予定であります。お時間をいただきますが、ホームページ等で公開できるようにしたいと考えております。	無
<p>《備考》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの期間：令和3年12月16日から令和4年1月16日まで（32日間）</li> <li>パブリックコメントの意見数：延べ91件（11名）</li> </ol>					